

R7.11.28 第1回政治倫理審査会

書記

政治倫理審査会の担当書記になりました野茂です。よろしくお願いします。今回の請求ですが、令和6年9月13日、五島市議会議員政治倫理条例第7条に基づいて提出されたもので、署名総数が170人で、そのうち有効署名数は140人でしたので、本審査会の設置に至っております。請求の内容ですが、対象者山田洋子議員、事由、
とのが五島市議会議員政治倫理条例に抵触し、反する行為であるというものです。今回の設置までの経緯につきまして、事務局長より説明いたします。

事務局長

はい。それでは私の方からこれまでの経緯を説明いたします。

令和6年9月13日、より140名の署名を集め、五島市議会議員政治倫理審査請求を提出され、議長が受け取っております。9月20日、議会事務局が請求代表者代理ほか数名に対し、請求内容の聞き取りを行っております。10月2日、議会事務局と弁護士のweb会議を実施今後の進め方等について協議をしております。10月8日、条例第4条第1項第1号市民の代表として、その品位と名誉を害するような一切の行為を慎みその職務に対し、不正の疑惑を持たれる恐れが実行為をしないことの禁止事項は、その職務に対して、不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないことであり、今回は議員としての職務とは関係のない私人としての行動であるため、該当しないと判断し、施行規程第7条第2項第2号に基づき、処分庁、議長になりますが、議長により、審査請求却下の決定を行い、審査請求却下通知書をへ送付しております。11月19日、より審査請求却下処分についての行政不服審査請求書を提出されております。こちらは通常、処分庁が行った処分については、審査庁での審査となるが、処分庁で、議長ですけれども上級行政庁がないため、議長が同じ審査庁の立場となっております。12月2日、市長へ審理員推薦を依頼、こちらは五島市の議会事務局員は人数が少ないため、当時処分に関わった職員が審理員になることができなかったため、市長部局へ審理員の推薦をお願いしております。12月6日、審理員の指名が行われ審査請求人にも、審理員の指名を通知しております。12月10日、議長が弁明書を審理員

へ提出。12月20日、[REDACTED]が反論書を審理員へ提出。2月14日、審理員による意見書を議長が受けております。審理員の意見の結論としましては、本件、当時、議会が行った審査請求の却下処分は不当である。そのため、本審査請求には理由があるから行政不服審査法第46条第1項の規定により、取り消されるべきである。却下処分は取り消されるべきであるという結果の方が書かれております。理由としましては、本条例制定時の提案説明や、質疑および議案上程前の議員全員協議会において、議員としての職務と関係のない私的行為が、本条例第4条第1項第1号市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為に該当しないことを明確に示されたものではない。これらのことから、処分庁が行った審査請求却下という処分は不当なものと考えられるという理由となっております。これにより2月26日、議長より、五島市行政不服審査会へ諮問書を提出しております。こちらの方で審査会が行われまして、10月1日、五島市行政不服審査会により、議長へ答申書が出されております。こちらも結論としましては処分庁議長が審査請求に対し、令和6年10月8日付けで行った審査請求却下通知による処分は、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づき、これを取り消すべきである。却下処分は取り消すべきであろうという答申になっております。こちらの理由につきましては処分庁による処分は、本条例第4条第1項第1号の解釈を誤ったものである。本件却下処分における議長の判断は条例による委任の範囲を超えて施行規程においては、なしえない実質的な判断を行ったものである。補正の求めを行ったとする主張には疑義があり、手続的要件を欠くものだった疑いがあるということです。11月4日、議会運営委員会で方針を決定し、政治倫理審査委員会を開催するということになっております。以上簡単ではありますがけれども、流れについての説明を終わりたいと思います。

書記

本日の会議では正副委員長の互選および今後の審査会の進め方等について協議をお願いしたいと思います。まず委員長の互選を行っていただきますが、年長の委員が臨時委員長として進行役を務めることとなっております。当委員会の年長委員であります網本委員から進行をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

網本委員

はい。それで私が一番年長ということでございますので、委員長の互選までの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、委員長の互選に入りますが、互選の方法は、推薦立候補といろいろあると思いますが、どのような方法で行ったらよろしいでしょうか？

はい。

網本委員

。

推薦をお願いします。

網本委員

はい。の方から推薦ということで今ありましたが、いかがでしょうか？

(異議なし)

それでは委員長を推薦ということなので、どなたを推薦される方は、いらっしゃいませんか？

はい。

網本委員

はい。。

経験値からして谷川委員を推薦いたします。

網本委員

はい。ただいまから、谷川委員が推薦されておりますが、他にいらっしゃいませんか？

網本委員

いないようですので、ただいま推薦されました谷川委員を委員長と決定したいと思います。いかがでしょうか？

(異議なし)

網本委員

それでは異議なしということですので谷川委員を委員長とすることに決しました。以上で私の業務は終了いたしました。委員長と交代します。ご協力ありがとうございました。

委員長

この度皆様方のご推薦により、委員長に任命されました谷川です。今後ともよろしくお願いいたします。引き続き副委員長の互選を行いたいと思います。どのような方法で行ったらよろしいでしょうか？

■ はい。

委員長 はい。 ■

■ 推薦でいいと思います。

委員長 推薦ということですのでどなたか推薦される方はいらっしゃいますか。

■ はい。

委員長 ■

■ はい。柳田委員が副委員長がいいんじゃないでしょうか？

委員長 他にありませんか。ないようですので、ただいま推薦されました。

柳田委員を副委員長に推薦ということでもいいですかね。

(異議なし)

委員長 では柳田委員を副委員長に決定していきたいと思います。それでは、これより議題２ 審査会の開催日程等について協議したいと思います。事務局説明をお願いします。

書記 今回の流れですが、資料の方の審査の流れというところをご覧ください。４ページになります。今後の流れですが踏まなければならない手順としまして、五島市議会議員政治倫理条例第９条第４項により、対象議員に対しましては、出席または文書で弁明の機会を与えなければならないこととなっております。また同じく第９条第５項で、請求者から事情を聴取し、証拠書類等の提出を求め、または参考人として出席させ、意見を聞くことができるとなっております。その後審査会において審査協議の上、決定した内容を報告書として委員長へ提出します。次に議長が請求者および対象議員へ審査結果を通知、対象議員は、政治倫理基準に違反しているとの指摘をされたときは、これを尊重して必要と認められる措置を講じなければなりません。もし議員がその措置を講じない場合には、議会として必要と認められる措置を行うこととなっております。議会への出席停止や全員協議会での陳謝の要求、辞職の勧告などが考えられます。また、その講じた結果につきまして、議長は公表しなければならないとなっております。ですので、まずは政治倫理基準に違反し

たかどうかを審査会において判断していただくことになります。以上のような流れを踏まえて、次回開催日の日程を決定していただければと思います。次に、審査会の公開についてです。先日、[REDACTED]からの要望書を配付させていただきましたが、五島市議会議員政治倫理条例第9条第6項により、審査会の会議は公開するものとす。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは非公開とすることができると定めております。このことにつきましても、ご審議いただきたいと思います。なお非公開となりましても、情報開示請求がありましたら、個人情報等の不開示部分を除き、会議の内容は開示することになります。以上よろしく願いたします。

委員長

事務局から説明がありました。がまずこの会議を公開するかどうかと
いうことにつきまして、皆様の意見を聞かせてください。

はい。私は公開がいいと思います。

委員長

今、[REDACTED]から公開ということがありましたが、皆さんいかがですか。

はい。

委員長

私は非公開の方が望ましいんじゃないかと思います。

はい。今2つの意見が出ましたけども、どのようにしますか。

委員長

他に意見がありませんか。

はい。

委員長

さっき3分の2で非公開となるということで、その規定に基づいてやっぱり賛否をとって進めるべきじゃないかなと思います。私は非公開の方に挙げたいと思いますが、その3分の2という規定に基づいて決議をしたらどうか。

委員長

私も非公開に賛成したいと思います理由はですね、これはちょっとプライバシーの権利の問題、尊厳の問題にも関わってくると思うんでちょっと繊細なデリケートな問題だと思うんで非公開でいいと思います。

委員長

それではあの2つの意見が出ましたので、多数決で決めたいと思います。審査会について公開することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手) はい。 (1名)

委員長

非公開とすることに賛成の方は挙手を願います。

(挙手) はい。 (5名)

委員長

それでは非公開という意見が多くございましたので、この審査については今後、非公開で行うことに決定したいと思います。それではこの審査会は、非公開で行うこととなりましたので、傍聴されている方は退席願います。

(傍聴者退席)

委員長

次の開催日を決めたいと思います。予算委員会が12月19日になりますので、その日に開催してはどうかと思いますが、皆さんいかがでしょうか？

(異議なし)

委員長

では12月19日、予算委員会終了後といたします。議題3その他になります。今回の審査に係る関係資料をお手元に配付しております。この資料につきましては、毎回審査会終了後に回収し、次の審査会のときに、再度お渡しすることといたします。時間の都合上本日は30分ほどになりますが、時間をとりますので、各自内容のご確認をお願いします。なお、今日のこの時間だけでは審議するための内容を十分に把握することは難しいと思われるので、12月11日、一般質問終了後にも資料を確認していただく時間を設けます。それでは皆さん、内容をご確認ください。

(各自資料確認)

委員長

そろそろよろしいでしょうか。

最後に、この審査会に関しては、内容等一切、決して口外することのないよう、委員の皆様方にはよろしくお願いいたします。その他で、皆さまから何かございませんか。ないようでしたら、以上で、本日の政治倫理審査会を閉じさせていただきます。

お疲れ様でした。